

# シングルマザーの労働実態と キャリア支援の課題

中園 桐代

(北海学園大学教授)

OECDの中でも日本のシングルマザーの就業率は高いが、その経済状況は厳しく「働いても貧困」と言われてきた。本稿では、シングルマザーの当事者団体である公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会の会員にアンケートを行い、彼女らの労働実態、経済状況、経済的自立のための努力を明らかにした。子どもが20歳未満のシングルマザーは、子育て負担があるため（あるいは、子どもとの時間を大事にするため）短時間労働の非正規を選択するので、低賃金であると言われてきた。しかし、非正規の中にも正社員と同じ、あるいはそれ以上就労している者がいることが明らかになった。また、もう一方の正社員は、労働時間は長いが賃金は同年代の女性正社員よりも低いことが明らかになった。子どもが成人したシングルマザー、寡婦も「働いても貧困」の状態は続く。子育て負担がなくなっても、正社員割合は全く増えない。非正規は労働時間と副業を増やして、収入を増やそうとしている。シングルマザーは積極的に就業支援を利用しているが、それも正社員化に結びついていないと言いきれない。問題の本質は、男性正社員を典型とするメンバーシップ型雇用に限られて、シングルマザーが給与の高い、安定した職に参入できないということである。したがって、正社員の働き方を改革する必要がある。

## 目次

- I はじめに
- II シングルマザーの経済状況、労働の実態
- III シングルマザーの経済自立への努力
- IV 末子が20歳以上のシングルマザーも「働いても貧困」
- V 厚生労働省の支援——コロナ禍以降も職業能力開発の重視
- VI シングルマザーの貧困問題の解消とキャリア支援の課題

## I はじめに

コロナ禍において女性、シングルマザーの貧困が深刻化している。内閣府男女共同参画局コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会は「報告

書」(2021年)の中で「ひとり親世帯にはコロナの影響が厳しい形で表れていることから、特に、迅速にかつ手厚い支援を行っていく必要」があることを指摘した。

コロナ禍以前から多くのシングルマザーは「働いても貧困」の状態におかれている。厚労省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」(以下、「調査結果」と表記)によれば81.8%が就労しており、これはOECD平均65.7%よりも高い。しかし、厚労省「2019年国民生活基礎調査の概況」によれば、大人が一人の子どものいる現役世帯(ひとり親家庭のことであるが、その約9割はシングルマザー)の貧困率は48.3%であるのに対し、大人が二人の世帯(二人親家庭)では11.2%である。圧倒的にシングルマザーの経済状況は厳しい。

本稿の第一の課題は、ほとんど注目されてこなかったシングルマザーの労働という観点から、彼女らの「働いても貧困」の実態とその要因について明らかにすることである。シングルマザーの貧困は、子育て負担によって彼女らが短時間の非正規を選ぶことが理由であると理解されてきた。そこで、当事者団体である公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会（以下、札母連と表記）の会員のアンケートを用いて、厚生労働省の「調査結果」では看過されている彼女らの労働条件や働き方、シングルマザーとなってからの経済的自立への努力を明らかにする。さらに寡婦（末子が20歳以上のシングルマザー）と比較する事で彼女らが経済的自立に近づけているのかを検討する<sup>1)</sup>。

第二の課題は、厚生労働省が行っている自立のための支援策である職業能力開発がシングルマザーのキャリア形成、経済的自立に寄与しているかどうかを確認することである。

## Ⅱ シングルマザーの経済状況、労働の実態

### 1 シングルマザーの経済状況

ここで簡単に全国の母子世帯の状況を確認しておく。母子世帯とは父のいない児童（満20歳未満の子どもであって未婚のもの）がその母に養育されている世帯である。「調査結果」によれば、母子世帯は全国で123.2万世帯、離婚で母子世帯となった者が約8割、8割以上は就業しており、平均年間就労収入は200万円、児童手当や児童扶養手当を含めた平均世帯収入243万円である。単純に12カ月で割れば月20万円ほどの収入になり、大雑把に言えばシングルマザーは大卒の新人と同じ程度の収入で子どもを育てている。

児童扶養手当とは、ひとり親家庭の児童の福祉を増進するための社会手当である。子どもが満18歳の年度末まで受給できる。シングルマザーの収入が増加すれば手当額は下げられる。子ども一人の場合、年収160万円以下で満額の4万3070円/月（2022年4月～）の手当が支給される。母親の収入がそれ以上になれば十単位で減額が

行われ、年収360万円を超えれば支給は0である。最近、共同親権とセットで話題となっている元夫からの養育費も控除はあるがシングルマザーの収入と認定されるので、児童扶養手当の受給額は下がる。2人目の子どもは満額で1万170円/月、3人目は6100円/月である。2人目以降の手当額は異常に低い。

### 2 シングルマザーの労働の実態

#### (1) 就業状況・雇用形態

ここからは、2016年に札母連の母子部（末子が20歳未満の会員）を対象として行った就労に関するアンケート調査を基に論述を進めていく。回収は276名、272名分を分析対象とした。年齢は20歳代1.1%、30歳代22.6%、40歳代60.0%、50歳代以上16.2%である。以下、このアンケートは「アンケート2016」と表記する。この調査では、「調査結果」では触れられていない労働時間や週休等についても分析を行った。

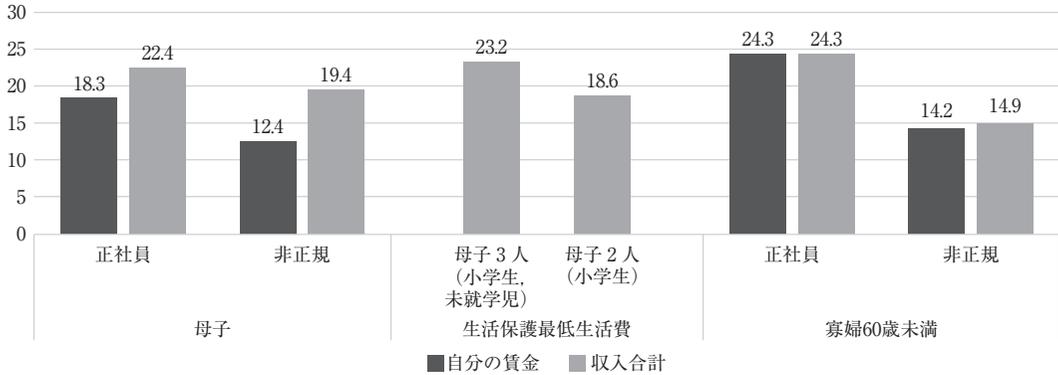
「アンケート2016」では84.6%が就業しており、未就業<sup>2)</sup>は15.4%である。『平成29年就業構造基本調査』における40～44歳女性の有業率は77.0%、45～49歳は78.0%であり、シングルマザーの方が就業率は高いことがわかる。就業している者の就業形態は正社員40.0%、非正規55.7%、自営等4.3%である。正社員も4割おり、非正規が特段に多いとは言えない。

#### (2) 賃金

図1のように一月あたりの就労収入（手取り額）は正社員が18.3万円（勤続年数7.7年）、非正規が12.4万円（4.7年）である。児童扶養手当等を含めた収入は正社員が22.4万円、非正規が19.4万円である。札幌市における母子3人（小学生、未就学児）の夏季の生活保護の最低生活費は23.2万円である。多くのシングルマザーは生活保護の最低生活費以下で生活していると推測され、経済状況は本当に厳しい。

しかし、経済的に相対的に恵まれていると思われる正社員シングルマザーと『平成30年賃金構造基本統計調査』とでは差が生まれている。『賃金構造基本統計調査』で雇用期間の定めのない

図1 シングルマザーの収入と生活保護最低生活費（万円）



出所：アンケートより著者作成

40～44歳の女性正社員（学歴計，産業計，平均年齢42.6歳，平均勤続年数12.2年）の決まって支給する現金額は30万3600円である。同様に男性は（42.6歳，14.4年）40万9900円である。これは控除前の金額なので，手取り額を類推すれば女性24.3万円，男性32.8万円となる。賃金は男性＞女性＞シングルマザーとなっている。勤続年数も同様の傾向である。一度出産等で仕事を辞めることが多い女性，中でもシングルマザーは勤続年数が短い。シングルマザーはメンバーシップ型雇用の正社員ではなく賃金水準が低い周辺の正社員である可能性が高い。正社員であっても賃金だけで生計を保持し，さらに子どもの進学に備えることがかなり厳しいと言わざるを得ない。

一方，「アンケート2016」での非正規雇用者の平均賃金は12.4万円，児童扶養手当等を含む総収入は19.4万円である。これに対し『賃金構造基本統計調査』の短時間労働者で正社員以外の雇用期間の定めのある40～44歳女性（学歴計，産業計，平均年齢42.6歳，勤続年数4.7年）の平均月収は10.3万円となっており，むしろシングルマザーの方が高い。たかが月2万円程度の賃金と思われるかもしれないが，北海道の最低賃金（2019年）861円で換算すれば，約23時間分である。1日5時間勤務なら約5日分にあたる。非正規ではシングルマザーの方が長時間働いていると言える。そしてこの賃金では，子どもの数にもよるが生活保護の最低生活費を下回る可能性のある世帯が多いが，非正規で生活保護を利用している者は少ない。

### (3) 労働時間

「調査結果」では労働時間は調査されていない。シングルマザーは育児を優先するため短時間の非正規に就くため収入が少ないと言われる。「アンケート2016」でも週40時間未満で働く者の割合は，非正規が65.4%に対し正社員は45.7%である。しかし，週50時間以上就労する者の割合は非正規11.8%と正社員10.8%であり，大きな差はない。副業をしている者は非正規に多い。単純に子育て負担→短時間勤務の非正規→シングルマザーの収入の低さと考えることはできない。

### (4) 週休

「調査結果」では週休は調査されていない。「アンケート2016」では全体として週2日程度なのが多い。平均正社員1.9日，非正規2.1日である。週休が決まっていない人の割合（2日のうち1日が不定休の人も含む）は正社員21.7%，非正規27.2%で，多くは週休が固定されている職場で働いている。シングルマザーは子どもに合わせた休日にこだわっているのであろう。

### (5) 副業

「調査結果」では副業の有無しか調査されていない。副業をしているシングルマザーは6.9%にとどまる。

「アンケート2016」において副業有りの割合は正社員で9.9%，平均の就労箇所1.1，最大4カ所就労に対し，非正規では22.6%，1.3カ所，最大6カ所就労である。非正規は，かなり副業する者

の割合が高い。1カ所の就労では収入が少ないため副業をせざるを得ない者もいるのである。それが一部の非正規雇用者の長時間労働に繋がっている。また、企業は雇用保険等の社会保険料の負担等をきらい週の労働時間を制限している場合もある。労働者を守るための社会保険がシングルマザーには不安定な雇用を掛け持ちする結果を引き起こしている可能性もある。

### Ⅲ シングルマザーの経済自立への努力

#### 1 就業支援の利用

非正規から正社員を目指す際、あるいは未就業から再就職する際には何らかの就業支援を利用する必要がある。「アンケート2016」では全体の約半数が何らかの就業支援を利用している(表1)。マッチングによる就労支援であるハローワーク(正社員54.3%, 非正規51.7%, 就業者52.4%), 母子家庭等就業・自立支援センター<sup>3)</sup>での就業相談や斡旋(50.0%, 50.0%, 49.5%)は利用が多い。非正規では個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する自立支援プログラム(4.3%, 13.8%, 9.5%)も正社員より多くの者が利用している。

職業能力開発では、自立支援教育訓練給付金<sup>4)</sup>(6.5%, 6.9%, 6.7%), 高等職業訓練促進給付金<sup>5)</sup>(10.9%, 6.9%, 8.6%)の制度はあるものの利用者は少ない。しかし、シングルマザーのニーズに応じて仕事に結びつく可能性の高い能力や資格を習得するための就業支援講習会の参加者は多く(34.8%, 41.4%, 40.0%), 非正規の方がより資格

取得にも積極的である。これは、専門学校等に修学して資格を取得するのに比べれば数カ月で講習が修了する事や札母連が受託事業としてこの事業を行っているため、シングルマザーの要望が反映しやすいからである。また、テキスト代や検定料のみの負担で受講できる。正社員、非正規とも高等学校卒業認定試験合格支援制度<sup>6)</sup>の利用者は全くいない。

全体として、マッチングによる就業支援は利用が多いものの、時間のかかる資格取得等に結びつく職業能力開発に関するものの利用が少ない。しかし、就業支援事業の中には正社員より非正規の利用率が高いものもあり、非正規も自立のための努力を行っていることがわかる。

#### 2 資格取得

後で見るとシングルマザーの就労支援でも資格取得は重視されており、彼女らの経済自立への一歩と考えられている。

「アンケート2016」では正社員の98.9%, 非正規の92.2%, 就業者の94.8%が何らかの資格を持っていると答えている。「調査結果」で現在資格を有していると回答した者は55.7%であり、「アンケート2016」の方が資格保持者の割合は高い。

「アンケート2016」において取得者が多い資格は、「普通自動車免許」「日商・全経簿記3級以上」「ワード・エクセル3級」である。普通自動車免許以外の2つの資格は、札母連の就業支援講習会で習得できるものであり、シングルマザーも資格取得への意欲が高い。

正社員で取得者の多い資格は「普通自動車免許」(資格取得者の97.6%), 「ワード・エクセル3

表1 ひとり親への就業支援で利用したもの

(単位: %)

	マッチング事業			職業能力開発					何らかの支援を利用した者の割合
	ハローワーク、マザーズハローワークでの相談や就職斡旋	札母連の児童扶養手当受給者に対する自立支援プログラム	札母連の就業支援センターでの就業相談や就職斡旋	自立支援教育訓練給付金	高等職業訓練促進給付金	高等職業訓練促進資金貸付事業	高等学校卒業認定試験合格支援事業	札母連の就業支援講習会	
正社員	54.3	4.3	50.0	6.5	10.9	2.2	0.0	34.8	50.0
非正規	51.7	13.8	50.0	6.9	6.9	0.0	0.0	41.4	45.3
就業者	52.4	9.5	49.5	6.7	8.6	1.0	0.0	40.0	45.7

出所:「アンケート2016」より著者作成

級」(33%),「日商・全経簿記3級以上」(31.9%)となっている。非正規では「自動車免許」(90.7%),「ワード・エクセル3級」「日商・全経簿記3級以上」(26.3%)である。「調査結果」では、資格取得者のうち27.4%が簿記,14.3%がパソコンの資格を取得したと回答しているので、「アンケート2016」の方が資格取得に積極的だと言える。

「アンケート2016」でシングルマザーになってから資格取得をした者は、正社員の50.0%,非正規の43.8%,就業者の45.7%と決して少なくはない。「調査結果」では、資格を取った時期は調査されていない。

シングルマザーになった後の資格取得で多いのは「ワード・エクセル3級」(正社員の資格取得者の45.7%,非正規35.7%,就業者39%),「介護職員初任者研修」(23.9%,32.1%,28.6%),「日商・全経簿記3級以上」(26.1%,14.3%,10.6%)である。これらはいずれも札幌連の就業支援講習会を受講して受験する事ができる資格である。事務職の多い正社員では札幌連での資格取得が事務職への就職を後押ししていると言える。「介護職員初任者研修」は非正規で資格取得するものが多い結果になっている。資格の種類はいずれもシングルマザーに就業者が多い事務職の就職に有利なものや恒常的な人材不足から求人が多い福祉職の資格に人気があることがわかる。

ただ、2~3年専門学校等での修学が必要な資格の取得者は少ない。介護福祉士5.8%,保育士4.7%,教員免許3.5%,看護師3.1%,准看護師0.8%が資格保持者の割合である。これらの資格についてシングルマザーになった後に取得した者、さらにその中で正社員である者をみると、介護福祉士33名中10名うち正社員5名、保育士12名中7名うち正社員5名、教員免許9名中1名うち正社員1名、看護師8名中1名うち正社員1名、准看護師2名は1名うち正社員0名である。シングルマザーになった後に資格取得した者もあり正社員雇用を実現している者もいるが全体から見れば数は少ない。資格取得はシングルマザーには時間の確保等の困難もあり誰もが利用できるものではないし、資格取得がすべて正社員化に結び

ついているわけではない。

### 3 正社員雇用への転換希望

経済的自立のためには資格取得だけではなく、同じ職場で正社員に移行することも重要である。正社員雇用につけば収入も伸び、失業の心配も無いと一般的に考えられるからである。

「調査結果」において正社員の転換希望という項目はないが、パート・アルバイト等で「仕事を変えたい」と回答した者は39.7%で、「仕事を続けたい」は57.7%である。「アンケート2016」において非正規雇用で働くシングルマザーに「正社員に登用する制度があったら応じるか」を尋ねると「はい」と答えた者が65.0%に上る。その理由としては「就労収入が上がる」が43.7%と最も多く、「安定就労」が28.2%、「手当が出る」14.1%、「社会保険に入れる」11.3%と続く。雇用の安定、経済的な安定が正社員雇用によって実現できると考えるシングルマザーが多い。先に述べた資格取得とは異なるルートで経済的自立を望む者もいるということである。

その一方で「登用に応じない」と答えた者は35.0%おり、非正規雇用で働くシングルマザーの少なからぬ者が正社員雇用を望んでいるわけではない事が分かる。その理由では、「休みが取りにくくなる」が26.7%、「転勤がある」や「労働時間の増加」もそれぞれ10.0%あげられている。この他に「なっても増収が見込めない」20.0%もいる。つまり正社員として長時間労働や転勤に耐える「能力」と「態度」に応える見込みがないシングルマザーは正社員登用に消極的になってしまう。また、正社員登用へ応えたとしても、周回の正社員であるなら登用は増収を意味しない事も危惧されているのである。

### 4 限定正社員への展望

一部の非正規シングルマザーにとって正社員は魅力がないが、従来のような無限定に能力と時間が求められる正社員ではなく「限定正社員」の制度があれば、正社員への移行の可能性は広がるだろうか?これについて、「アンケート2016」において非常に悲観的な結果が明らかになった。正

社員と非正規雇用で現在働いている者に「限定正社員の制度があるか」と聞いたところ、「あてはまる制度はない」と答えた者が雇用者全体の60.2%（正社員69.2%，非正規53.6%），「制度がわからない」26.7%（14.3%，35.2%）である。非正規雇用者には情報が伝わっていない可能性もある。地域限定正社員制度があると答えた者は6.0%（5.5%，6.4%），短時間正社員制度は7.4%（11.0%，4.8%）であり，シングルマザーの働く職場では，現状の正社員と異なるいわゆる限定正社員制度は導入されていない。制度が知られていない事も含めて，限定正社員はシングルマザーの具体的な正社員化の目標とはなっていない。

また，単に限定正社員を制度化するのではなく，「無限定正社員」との合理的な差をどのように付けるかも今後の日本の労働社会の課題である。

#### 5 シングルマザーになってからの失業

上記のような資格取得や正社員化を目指して経済自立のための努力を行ってきても不本意な退職をせざるを得ないケースもある。「調査結果」ではシングルマザーになってからの失業についての調査はない。しかし，「アンケート2016」では，「母子家庭になってから仕事を辞めたことがあるか」という問いに「ある」と就業者の55.7%が答えている。その理由を見れば「次の転職先が見つかった」というポジティブなものが正社員（44.7%），非正規（35.8%）と最も多いが，非正規では「自分の健康に問題があった」（正社員4.3%，非正規19.4%），正社員では「倒産解雇等」（14.9%，6.0%）と本人が望まない状況で仕事を辞めているシングルマザーもいる。「いじめやセクハラ，パワハラがあった」（2.1%，16.4%）とする者は，正社員で1名，非正規雇用が11名となっている。現在正社員でも過去にハラスメントを経験した者もいるし，非正規雇用者は賃金も低い傾向にあるがハラスメントに遭う者も多い。

就業支援としてマッチングを行い就業できたとしても，そこでの継続性が保障されなければシングルマザーの生活は安定しない。また，職場にパワハラやセクハラがあった場合にシングルマザー

の側が辞めざるを得ないというのも問題である。パワハラやセクハラによる精神的な痛手だけでなく，失職することによって経済基盤が失われ，再び就職活動からやり直す負担は相当なものであろう。シングルマザー，あるいはもっと広く女性労働者が就労を継続できるような支援，職場環境の整備を考える必要がある。

## IV 末子が20歳以上のシングルマザーも「働いても貧困」

### 1 寡婦とは

既に述べたように母子世帯の定義は子どもが20歳未満であった。では，子どもが20歳を過ぎたらシングルマザーはどうなるのだろうか？ 多くのシングルマザーは子どもを大学等に通わせながら働いている。しかし，子どもが20歳を過ぎたシングルマザーは統計上も，社会支援からもインビジブルなものへ移行してしまう。そこで，子どもが成人したシングルマザーを「寡婦」とし，末子が20歳以上の寡婦に対して2018年10月に札母連を通じてアンケートを配布し，173通回収し150通を分析した（以下，このアンケートは「アンケート2018」と表記する）。全体の自営業を含めた就業者は91人，未就業者は59人である。就業者の年齢と雇用形態別の内訳は，60歳未満の正社員19人，非正規雇用24人，60歳以上の正社員2人，非正規39人である。60歳以上の正社員は2人しかいなかったため，正社員としての分析は行わず就業者には含めた。

アンケートを行って驚いたのは年金を繰り上げて受給している寡婦の多さである。アンケートを行う前は高齢者となる65歳を区分に考えていたが，アンケートを行ってみると寡婦の60歳から年金の繰り上げ受給が多い事が分かった。65歳未満で繰り上げ受給すれば年金額は下がり，2020年現在の減額率は60歳から繰り上げの場合30%である。60歳未満の就業する寡婦は自分の賃金で生計を成り立たせ，60歳以上の就業者は年金+賃金で，60歳以上の未就業者は年金等で生計を成り立たせている事が分かったのである。

## 2 60歳未満の寡婦の労働の実態

### (1) 就業状況・雇用形態

60歳未満寡婦（平均年齢52歳）の就業率は84.9%であり、同じく札幌連の母子のアンケートの就業率は84.6%とほぼ変わらない。60歳未満寡婦の就業形態は、正社員42.2%、非正規53.3%、自営4.4%である。母子の就業形態は、正社員40.0%、非正規55.7%、自営4.3%であり、母子と60歳未満の寡婦ではほぼ割合は変わらない。シングルマザーは子育て負担が軽くなっても、年齢が上がり仕事の経験年数が上がっても正社員に移行できない厳しい現実を示している。

### (2) 賃金

母子と60歳未満の寡婦の正社員の月当たりの賃金を比べれば、母子の18.3万円に対し24.3万円と寡婦が6万円程多い。しかし、寡婦になると児童扶養手当や児童手当等が受けられなくなると、総収入は母子の22.4万円に対し24.3万円と増加は2万円程度となる。60歳未満寡婦の非正規の賃金をみると14.2万円であり、母子の非正規12.4万円より1.8万円多い。ただし、寡婦になり児童扶養手当や児童手当等が受けられなくなると、総収入は母子の19.4万円に対し14.9万円と4.5万円低くなる。非正規の寡婦の経済状況は非常に厳しい。

### (3) 労働時間

週40時間未満で就労している者の割合は、60歳未満寡婦の正社員では42.1%（母子45.7%）、非正規で39.1%（65.4%）とであり、母子と比べると非正規の減少幅が大きい。週50時間以上働いている者の割合をみると、寡婦では正社員が10.5%（10.8%）に対し、非正規は26.0%（11.8%）となる。子育てに手がかからなくなり、特に非正規で労働時間を伸ばしている者が多い。非正規では賃金が最低賃金と同程度の者が多いため、労働時間を伸ばして収入を確保しようとしている。

子どもが成人してもシングルマザーの「働いても貧困」は続いている。

### (4) 週休

「アンケート2018」における60歳未満の寡婦の週休は、正社員で平均1.7日、非正規で1.8日である。「アンケート2016」の母子では正社員1.9日、非正規2.1日で、母子の方が週休2日にこだわっており、60歳未満の寡婦の方が若干休日は少ない。

寡婦になることによって休み方も変化している。「アンケート2016」の母子で休みの日が決まっていない人は（2日のうち1日が決まっていない人も含む）、正社員で21.7%、非正規で27.4%であるが、「アンケート2018」の60歳未満の寡婦では正社員52.9%、非正規で56.5%と増加する。子どもが成長する事で学校の休みにこだわらず柔軟に勤務しているものと思われる。

### (5) 副業

60歳未満の正社員で副業を行っている者の割合は5.3%（母子では9.9%）、平均の就労箇所1.1（1.1）に対し、非正規では29.2%（22.6%）、1.4カ所（1.3カ所）、就業者20.5%（17.9%）、1.2カ所（1.3カ所）である。「アンケート2016」と同様に寡婦も非正規で副業を行っている者が多く、母子から寡婦になる事でその割合も増える。子育て負担が軽減されても正社員になれるのではなく、非正規を掛け持ちしている者が増える。

### (6) 60歳未満寡婦の就業継続希望

「アンケート2016」の母子では調査を行っていない項目である。寡婦に「何時まで仕事をしたいか」尋ねた所、60歳未満の正社員では「定年まで」と「健康なうちは働きたい」がそれぞれ44.4%を占める。非正規は「健康なうちは働きたい」58.3%と回答した。正社員、非正規とも「健康なうちは……」と回答する者が多く、働き続けなければならないと考えている寡婦は多い。その他の中には「やめると収入がなくなるのでやめられない」という記述もあった。後の節で検討するように60歳以上の寡婦の年金の受給額が低いいため、就労収入と年金の両方で生活を成り立たせているケースが多い。女性は一般的に賃金が低いので受け取れる年金は少ないと言われる。離別や未

婚のシングルマザーは夫の遺族年金も受け取れず、年金額が少ないため働き続けなければならないのである。

### 3 60歳以上の寡婦の生活と労働の実態

#### (1) 高齢でも就業するシングルマザー ——非正規で働きながら年金を受給

60歳以上寡婦の平均年齢は67.2歳であるが、就業率は47.4%であり、約半数のシングルマザーは高齢者となっても働いている。就業者のうち非正規が84.8%を占める。60歳以上寡婦の非正規の賃金は8.9万円（60歳未満寡婦非正規では14.2万円、母子非正規12.4万円）であり、労働時間は短くなり、週40時間未満が78.4%を占める。

そして、60歳以上の非正規の寡婦は7割以上が年金を受給しながら働いている。賃金は8.9万円であるが、厚生・共済年金7.7万円や国民年金5.1万円を受給し、平均の月当たりの収入は14.9万円である。寡婦に限らず女性の賃金が全体として低いため、また、繰り上げ受給の減額もあり年金額も決して多くはない。低賃金と低年金を合わせて何とか生活ができています。

#### (2) あまりにも低い高齢シングルマザーの年金額

最後に60歳以上の未就業者について触れたい。彼女らの平均年齢は71.4歳である。年金が収入の大きな柱となっている。しかし、年金だけでは生活できないため、子どもからの援助を受ける等して生活を成り立たせている。平均の月収は11.2万円であるが、最も少ない者は国民年金5万円だけであった。札幌市の単身者の夏季の生活保護の最低生活費は11.1万円であり、未就業者の収入の平均はこれとほぼ同じである。

長年一人で子どもを育て、働いてきたシングルマザーの老後の収入は生活保護基準とほぼ同額であり、あまりにも厳しい経済状態である。

## V 厚生労働省の支援——コロナ禍以降も 職業能力開発の重視

### 1 シングルマザーの職業能力開発

厚労省のシングルマザーの自立へ向けての支援の中で重要視されているのが職業能力開発である。厚労省HP「ひとり親家庭等の支援について」（2020年4月）によれば、高等職業訓練促進給付金の2019年度の総支給件数は7348人、資格取得者は2855人、就職者が2121人である。就職者のうち常勤（フルタイム労働者のことで必ずしも正社員ではない）が1835人で87%を占める。最も資格取得者が多いのは看護師1212人（資格取得者の42.4%）、次いで准看護師1016人（35.6%）である。看護師の就職者は1035人、常勤率は95.3%である。准看護師は就職者603人、常勤率は87.6%である。もしかしたら、准看護師の就業率が低いと思われる方がいるかもしれないが、准看護師の資格取得後、看護師養成の専門学校に進学する場合もある。

このように高等職業訓練促進給付金は、シングルマザーを看護師に〈転職〉させることに成功している。それは、看護師が長年人材不足の職業であること、女性の職業としては比較的高賃金であることが要因である。『平成27年賃金構造基本統計調査』を見れば、一般労働者（短時間労働者以外）の女性看護師の決まって支給する現金給与額は32万8600円、准看護師は25万7300円である。女性の一般労働者の平均24万2000円よりも看護師、准看護師は給与が高い。

職業能力開発によってシングルマザーの自立を促すという理念を誰も否定できないだろう。現実には制度を利用してすべてが正社員とはいえないが常勤で就職しているシングルマザーも多い。しかし、課題も多い。第一の課題は、対象がかなり限られていることである。この数年は厚労省の施策の影響もあり利用は増えている。だが、シングルマザー123万人のうち、高等職業訓練促進給付金を利用できるのは年間7000人程度である。専門学校の修学期間が2～3年である事を考えると「1学年」あたりの利用者は多く見積もっても2000

人～3000人程度であろう。

また、専門学校等の入学資格に満たない中卒者等はこの事業の対象にならない。入学試験に無事パスし、修学期間の子どものケアや生活保障がなされている場合利用が可能となる。厚労省としては生活保障として、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業<sup>7)</sup>や母子父子寡婦福祉資金貸付<sup>8)</sup>を用意しているが、子どもの大学等への進学の時期が近いと子どもの奨学金と二重の借り入れになるので、利用を決断できないシングルマザーは少なくない。

第二の課題は、資格の取得はシングルマザーの転職、文字通り職業を変える事を進める施策であり、それが常に正社員化と同義ではない事である。資格を取得して新たに就く職種の賃金レベルが彼女らの賃金を引き上げる事が期待されている。政策のイメージは事務や販売で働いたシングルマザーに資格を取得させ、看護師等で再就職させるというものであろう。正社員化が資格取得による職業の変更に読み替えられており、シングルマザーが既に経験のある事務や販売の仕事をして正社員になるというキャリアアップの方法はここでは想定されていない。

資格を取得して就職しても雇用形態が必ずしも正社員でない場合もあり、また正社員であっても自立が果たせる賃金に届かない場合も存在する。看護師、准看護師の比較的高い給与は、あくまで正社員雇用で交代勤務を果たした場合であり、看護師であってもパートであればこの賃金には遠く及ばない。

## 2 ポストコロナに対応する職業能力開発

ポストコロナをにらみシングルマザーへの支援として厚労省が重視しているのも職業能力開発である。新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議は2021年3月に「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」を公表し、高等職業訓練促進給付金制度の給付対象が拡大された。1年以上の訓練を必要とし、看護師や准看護師、介護福祉士等の国家資格等の取得の場合が対象となっている現行制度を6月以上の訓練を通常必要とする民間資格等の取

得の場合も新たに給付対象とし、支援対象を広げた。この拡充の対象とされているのは、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格である。2022年度も継続している。2021年から始まった政府のデジタル化の促進や人材不足の職種に労働移動を促進するのが目的である。

加えて職業訓練を受けるものに対しては、生活困窮者に対する住居確保給付金とは別に、住居の借り上げに必要となる資金の償還免除付の無利子貸付制度（月4万円を上限）を創設し、1年間の就労継続後に貸付金の償還を一括して免除する等の自立へのインセンティブ方策を2021年度に導入し、2022年も継続している。これまでの高等職業訓練促進給付金に比べれば、家賃分の4万円の貸付制度が整備されたことは評価されるが、これだけでの生活保障では心許無い。

もちろん、公的な職業能力開発が充実し、労働移動を促進することは否定されるものではないが、その教育訓練の結果労働者が身につけたスキルや資格を公平に評価するシステムが企業、日本の労働社会に存在しないなら、労働者の努力が報われない結果に終わってしまう。

## VI シングルマザーの貧困問題の解消とキャリア支援の課題

本稿において第一に確認しなければならないのは、シングルマザーは懸命に働いている事である。子育て支援が脆弱な日本において、正社員であれ非正規であれ、仕事を続ける彼女らの努力は想像を超えるものである。非正規でも労働時間が正社員と同じ、あるいはそれ以上の者もあり、単純にシングルマザーが子育て負担があるから短時間の非正規雇用を選んでいるとは言い切れない。シフト勤務のため子どもと休みが重ならない者もいる。一方の正社員のシングルマザーも札母連の調査では4割に上るが、彼女らの経済状況は非正規に比べれば恵まれてはいるものの、決して楽観できるものではない。

第二に指摘しなければならないのは、彼女らの努力が経済的自立に結びつかないのは、日本のメンバーシップ型雇用から女性が排除されているこ

とが大きな原因である。寡婦の調査で明らかになったように、シングルマザーの末子が成人し、子育てが負担が軽くなり彼女らの仕事の経験年数が伸びても正社員率は伸びていない。寡婦の非正規は副業を増やし労働時間を増やす事で経済苦に対応している。子どもが未成年の時だけではなく、子どもが成人し、さらにシングルマザーが高齢者となっても「働いても貧困」の状態は続き、老後の頼みの綱である年金の受給額も低いのである。

第三は、職業能力開発に関する支援の限界である。シングルマザーは経済的自立に向けて努力を行っている。何らかの就業支援を利用したものは半数近くいる。しかし、就業支援においてはマッチング事業の利用は多いものの、時間のかかる職業能力開発の利用は少ない。特に2~4年間専門学校等に修学しなければならぬ資格取得は、その間の生活保障がなければシングルマザーは利用できない。そして、資格取得が採用や正社員化、賃金にリンクしていなければ、それは経済的自立に結びつく可能性は低い。

第四に経済的自立に向けて、資格取得だけではなく、同じ職場で正社員を目指すシングルマザーにも支援が必要である。その際に限定正社員制度があれば、長時間労働を制限することが可能になり、シングルマザーの経済的自立に結びつく可能性も高くなるだろう。しかし、企業において限定正社員の制度の導入は進んでおらず、彼女らの目標にはなっていない。また、せっかく就職してもパワハラ、セクハラ等で職場を去らなければならないなら、就業支援も意味を持たない。就業継続が可能な就労環境が必要なことは当たり前だが、忘れてはならない。

コロナ禍において政府は児童扶養手当を受給しているシングルマザーを中心に臨時給付金を断続的に支給してきた。すでに述べたようにポストコロナを見越して厚労省は職業訓練にも力を入れている。しかし、これらは日本のメンバーシップ型雇用に関与する問題に対しては何も意味をなしていない。シングルマザーの「働いても貧困」とい

う問題を解決するには、日本の労働のあり方と女性の労働に対する評価を抜本的に変容させる必要がある。正社員-非正規の格差、男性と女性のジェンダー格差、これらを乗り越える公平な採用や賃金、評価を含んだ雇用システムを作り上げ、ワークライフバランスを確立させなければ、私たちがポストコロナ時代の労働社会を見通すことはできないだろう。シングルマザーが「働いて自立」することが可能になれば、女性をはじめ他の労働者の労働と生活もディーセントなものとなるであろう。

- 1) 調査の詳細について中田(2021)を参照のこと。
- 2) 本稿では調査時点で就業していない者を未就業とする。
- 3) 母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。札幌市では札幌連がひとり親家庭支援センター事業の指定管理者となっている。
- 4) 地方公共団体が指定する教育訓練講座(雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など)を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に、対象講座の受講料の6割相当額(上限年額20万円(修学年数×40万円, 最大160万円))を支給する。給付期間、給付額は2022年度のもの。
- 5) 看護師など、経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金(月額10万円(住民税課税世帯は月額7万5000円)、上限4年、課程修了までの最後の12カ月は4万円加算)を支給する。給付期間、給付額は2022年度のもの。
- 6) ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部(最大6割、上限15万円)を支給する。
- 7) 高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金(入学準備金50万円、就職準備金20万円)を貸し付ける。
- 8) 母子父子寡婦福祉資金貸付は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。12の貸付金の種類があり、利子は無利子か年利1.0%、一定の据え置き期間後3~20年で償還する。

#### 参考文献

中田桐代(2021)『シングルマザーの貧困はなぜ解消されないのか——「働いても貧困」の現実と支援の課題』勁草書房。

なかぞの・きりよ 北海学園大学経済学部教授。著者に『シングルマザーの貧困はなぜ解消されないのか——「働いても貧困」の現実と支援の課題』(勁草書房, 2021年)。社会保障論専攻。